

2021年12月10日

瀬戸市教育委員会

教育長 横山 彰様

瀬戸市教職員労働組合

執行委員長 甲斐



2022年度 教職員人事異動に関する申し入れ

教職員の人事異動は、憲法第23条「学問の自由」、同第26条「国民の教育権」に基づき、教育の充実・発展をすすめなければなりません。

教育委員会は「教職員の教育意欲を高揚する」ことに努め「意欲を減殺する」ことがあってはなりません。また昇任について「特に包容力のある豊かな人間性と高い識見を有する人材を登用する」ことは異動方針の通りです。長時間在校を放置し教職員の療養・休職・中途退職などを生じさせる労安法違反の管理職、また児童・生徒の教育問題に適切に対処できない管理職を登用してはなりません。

今回の人事異動について下記事項を申し入れます。 1月の懇談を要請します。

記

<基本的事項>

- 1, 本人の希望と承諾を原則とし、文書で正確に把握し意に反する異動は行わないこと。
- 2, 人事異動は労働条件の変更であり、組合との話し合いを行うこと。
- 3, 校長の恣意的人事が行われないようすること。
- 4, 学閥や組合の所属如何による差別人事を行わないこと。
- 5, 教務・校務主任は学級対応分として扱い、中間管理職としないこと。
- 6, 「指導力向上を要する教員」を選定しないこと。
- 7, 「主幹」「指導教諭」を廃止すること。
- 8, 「再任用」は年金削減の代償措置であり、希望通り採用すること。

<転任人事>

- 1, 校長は教職員の希望や事情を文書で正確に把握し確實に具申するよう徹底すること。
- 2, 本人の希望に反する異動を決定した場合、速やかに本人に知らせること。
- 3, 下記の事項に該当する教職員については本人の希望以外、異動させないこと。
 - (1) 産休、育休、妊娠中の者。
 - (2) 健康上事情のある者。
 - (3) 育児、保育に事情のある者。(4月1日復職の者)
 - (4) 家庭に介護を必要とする人を抱えている者。
 - (5) 高年齢の者。
 - (6) その他、家庭生活に特に事情のある者。

4, 広域人事は行わないこと。下記事項については、特段の配慮をすること。

(1) 通勤時間1時間以上の者は希望を優先させること。

(2) 管外からの通勤者については、希望を優先させること。

(3) 管外、他市町村への異動は格別に本人の事情を配慮すること。

5, 内示は3月1日に行うこと。

6, 異動を希望していない者への打診は2月中に行い変更調整期間を確保すること。

7, 内示は決定ではないことを、校長に徹底し、承諾が得られない場合は、直ちに具申し直すよう指導すること。

8, 同一校に長期に勤務している場合でも、本人の承諾を得られない異動は行わないこと。

<昇任人事>

昇任人事にあたっては、下記のように行うよう県教委に申し入れること。

1, 校長・教頭の任用について下記の事項をふまえること。

(1) 憲法に基づく教育を進め、一人ひとりの学習権を保障する立場に立ち、人格・識見・力量とも優れていること。

(2) すべての教職員を信頼し、努力や創意を大切にし、個々の教職員の家庭や健康に配慮するなど、人間味あふれる教師としての信頼の厚い人物であること。

(3) 長時間勤務を放置せず労働基準法・労働安全衛生法を遵守する人物であること。

(4) 教職員・父母の声を尊重し、論議を尽くして合意形成を進めるなど、民主的に学校運営が出来る識見・力量を持っていること。

(5) 桶喝を始め、パワーハラスメント・モラルハラスメント等で教職員の人権を侵害したりして職場を混乱させない人物であること。

2, 管理職任用制度を改善し、一定の条件を満たせば、誰でも公平に機会を与えられるようすること。選考基準・結果を公表し、明朗・公正に行うこと。

3, 学閥・人脈・金品の授受など、情実に左右されないこと。

<その他>

1, 英語等専科教員を配置すること。

2, 早急に、全学年35人学級にすること。

3, 基準日以降、児童・生徒が定員を超えた場合、教職員を配置すること。

4, 非常勤による学級担任を作らないこと。

5, 600人以上の児童数の学校に、養護・事務職員を複数配置すること。

6, すべての学校に用務員を複数配置すること。

7, 特別支援教育のための専門教員を配置すること。

8, 県教委に下記事項を申し入れること。

(1) 機械的な退職勧奨を行わない。

(2) 定数内講師をただちに正式採用する。

9, 男女比を考慮した人事を行うこと。

以上